

凡例 ①：代表者／所在地

別紙

②：営業停止期間 ③：法令根拠 ④：処分理由

1 株式会社A S I A（許可なし）

①	エルクルマズシヤル / 埼玉県川口市弥平二丁目 20 番 19 号
②	令和 7 年 11 月 6 日（木曜日）～令和 7 年 11 月 8 日（土曜日）（3 日間）
③	建設業法第 28 条第 3 項（第 2 項第 2 号該当）
④	株式会社A S I A は、建設業法第 3 条第 1 項の許可を有していないにもかかわらず、東京都内の民間工事において、建設業法施行令第 1 条の 2 第 1 項に規定されている金額以上の工事を請け負った。 このことが、建設業法第 28 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項に該当する。

2 株式会社G O U R I K I コーポレーション（東京都知事（般特－6）第 115029 号）

①	山崎 剛 / 東京都江戸川区南葛西六丁目 13 番 14 号
②	令和 7 年 11 月 6 日（木曜日）～令和 7 年 11 月 15 日（土曜日）（10 日間）
③	建設業法第 28 条第 3 項（第 1 項第 6 号該当）
④	株式会社G O U R I K I コーポレーションは、複数の民間工事において、建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けないで建設業を営む者と建設業法施行令第 1 条の 2 第 1 項に規定される金額以上の下請契約を締結した。 このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 6 号及び同条第 3 項に該当する。

3 株式会社c o n d u c t o r .（東京都知事（般－6）第 159928 号）

①	森山 琢人 / 東京都江戸川区大杉四丁目 25 番 3 号
②	令和 7 年 11 月 6 日（木曜日）～令和 7 年 11 月 9 日（日曜日）（4 日間）
③	建設業法第 28 条第 3 項（第 2 項第 2 号該当）
④	株式会社c o n d u c t o r . は、建設業法第 3 条第 1 項の許可を有していないにもかかわらず、複数の民間工事において、建設業法施行令第 1 条の 2 第 1 項に規定される金額以上の工事を請け負った。 このことが、建設業法第 28 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項に該当する。

4 株式会社葛飾G a r a g e（東京都知事（般－5）第 158140 号）

①	橋本 浩昭 / 東京都葛飾区西水元二丁目 12 番 18 号
②	令和 7 年 11 月 6 日（木曜日）～令和 7 年 11 月 9 日（日曜日）（4 日間）
③	建設業法第 28 条第 3 項（第 2 項第 2 号該当）
④	株式会社葛飾G a r a g e は、建設業法第 3 条第 1 項の許可を有していないにもかかわらず、複数の民間工事において、建設業法施行令第 1 条の 2 第 1 項に規定される金額以上の工事を請け負った。 このことが、建設業法第 28 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項に該当する。

5 株式会社村上組（東京都知事（般－5）第 157799 号）

①	村上 誠蔵 / 東京都葛飾区水元二丁目 19 番 20 号
②	令和 7 年 11 月 6 日（木曜日）～令和 7 年 11 月 9 日（日曜日）（4 日間）
③	建設業法第 28 条第 3 項（第 2 項第 2 号該当）
④	株式会社村上組は、建設業法第 3 条第 1 項の許可を有していないにもかかわらず、複

	数の民間工事において、建設業法施行令第1条の2第1項に規定される金額以上の工事を請け負った。 このことが、建設業法第28条第2項第2号及び同条第3項に該当する。
--	--

6 有限会社兼平（東京都知事（般－3）第127603号）

①	兼平 善弘 / 東京都国立市青柳二丁目10番地の14
②	令和7年11月6日（木曜日）～令和7年11月12日（水曜日）（7日間）
③	建設業法第28条第3項（第1項第2号該当）
④	有限会社兼平は、特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、東京都内の公共工事において、建設業法第3条第1項第2号の規定に違反して、下請代金の額が建設業法施行令第2条に規定する金額以上となる下請契約を締結した。 このことが、建設業法第28条第1項第2号及び同条第3項に該当する。

7 東京ガスコミュニケーションズ株式会社（東京都知事（特－4）第128035号）

①	早川 美穂 / 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号新宿パークタワー7階
②	令和7年11月6日（木曜日）～令和7年11月27日（木曜日）（22日間）
③	建設業法第28条第3項（第1項第2号該当）
④	東京ガスコミュニケーションズ株式会社は、東京都内の複数の民間工事において、建設業法第26条第5項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置した。 このことが、建設業法第28条第1項第2号及び同条第3項に該当する。